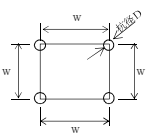
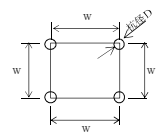
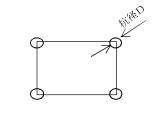
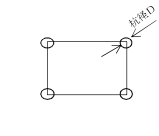
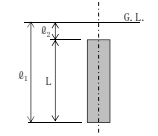
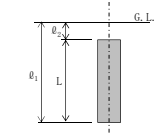


改定案（令和7年10月版）		現行（令和7年4月版）		改定	
				有無	改定理由
土木工事施工管理基準		土木工事施工管理基準		無	
令和7年10月		令和7年4月		有	
鹿児島県土木部		鹿児島県土木部		無	

改定案（令和7年10月版）										現行（令和7年4月版）										改定												
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値										有無	改定理由											
単位：mm										単位：mm																						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションバイブル工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションバイブル工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	有	【修正】国に準拠									
						杭径D	設計値以上	ペーバードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									杭径D	設計値以上														
						打込長さh	設計値以上	全本数									打込長さh	設計値以上	全本数													
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン	—	全本数	サンドコンパクションバイブル工においては「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。								サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン	—	全本数													
						サンドコンパクションバイブルの砂投入量											サンドコンパクションバイブルの砂投入量															
※余長は、適用除外										※余長は、適用除外																						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」第8編 固結工（スラリー攪拌工）・パーチカルドレーン工（袋詰式サンドドレーン工）による管理の場合	基準高▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」第8編 固結工（スラリー攪拌工）・パーチカルドレーン工（袋詰式サンドドレーン工）による管理の場合	基準高▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	有	【修正】国に準拠									
						位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）									位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）													
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）									杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）													
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）									改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）													
※余長は、適用除外										※余長は、適用除外																						

改定案（令和7年10月版）										現行（令和7年4月版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による種別	適用基準	(参考) 工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による種別	有無	改定理由	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）				1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		有	〔修正〕国に準拠
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85％以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場の出荷時に運搬車から採取した試料1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、なお、テストピースの採取は打設場所で採取し、1回につき6個（ α 7…3個、 α 28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ α 3）を追加で採取する。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）				1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85％以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場の出荷時に運搬車から採取した試料1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（ α 7…3個、 α 28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ α 3）を追加で採取する。 ・材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		有	〔修正〕国に準拠
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）	・荷卸し時1回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）				1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）	・荷卸し時1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		有	〔修正〕国に準拠

改定案（令和7年10月版）										現行（令和7年4月版）										改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認	適用基準	(参考) 工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等 による 確認	有無	改定理由	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（H鋼杭））	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○		6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	有	【修正】図に準拠	
6 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。			6 既製杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		有	【修正】図に準拠	
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。				6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			有	【修正】図に準拠	
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）				6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）			有	【修正】図に準拠	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中継り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。			6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中継り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		有	【修正】図に準拠	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中継り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管・ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。				6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中継り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管・ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			有	【修正】図に準拠	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管・ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験	設計図書による。 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2			6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験	設計図書による。 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2		有	【修正】図に準拠	

改定案（令和7年10月版）																	現行（令和7年4月版）					改定	
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値													
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	（参考）工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	有無	改定理由			
14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日		○		14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時。 印字記録の場合：全数または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日		○	有	【修正】国に準拠			
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：歩道の締固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。 ただし、乗り入れ部などで舗装構成が車道と同じ場合は、車道の締固め度とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 また、維持工事については、監督職員と協議のうえ、3孔以下若しくは省略することができる。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：歩道の締固め度は、平均値が基準密度の92%以上とする。 ただし、乗り入れ部などで舗装構成が車道と同じ場合は、車道の締固め度とする。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		有	【異独自】維持工事等の取扱いについて追加				
30 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は打設場所で行うこと。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。		30 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で行うこと。	材令28日強度については、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員等の立ち会いにより行うこと。		有	【修正】国に準拠				
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲以上	当初及び材料の変化時			33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			有	【修正】国に準拠				
34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	→0.7cm以内	1,000m2毎			34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる	→0.7cm以内	1,000m2毎			有	【修正】国に準拠				

改定案（令和7年10月版）										現行（令和7年4月版）										改定	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										有 無	改定理由
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]					
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所(1回 [打込後])	3-2-4-4	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所(1回 [打込後])	3-2-4-4	有	[修正]枝番の追加		
						根入長	1施工箇所(1回 [打込前])								根入長	1施工箇所(1回 [打込前])					
						数量	全数量 [打込後]								数量	全数量 [打込後]					
						杭頭処理状況	1施工箇所(1回 [処理前, 中, 後])								杭頭処理状況	1施工箇所(1回 [処理前, 中, 後])					
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量(鋼管杭・掘削心)	1施工箇所(1回 [打込後])	3-2-4-4									有	[追加]国に準拠			
						根入長(鋼管杭, ロッド)	1施工箇所(1回 [打込前])														
						数量, 杭径(ソイルセメント柱径)	全数量 杭頭余盛部の撤去前, 杭頭処理後														
						杭頭処理状況	1施工箇所(1回 [処理前, 中, 後])														
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所(1回 [打込後])	3-2-7-9	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所(1回 [打込後])	3-2-7-9	有	[修正]国に準拠		
						深度	1施工箇所(1回 [打込前後])								深度	1施工箇所(1回 [打込前後])					
							ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカドレン」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。									ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。					

03 品質管理の試験項目及び規格値（港湾漁港編）

4. 防食材料

4-1 アルミニウム合金陽極

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1)電気防食陽極	陽極の種類,化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督職員が承諾した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督職員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。	搬入前、全数 陽極長さ:全数 陽極断面: 製品1から5番目までの5個	工場の測定表を提出	
	質 量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極性能	陽極電位(閉路電位)	製造工場の試験成績表により確認	-1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE))	搬入前	試験成績表を提出	
		発生電気量	製造工場の試験成績表により確認	2,600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出	

4-2 防食塗装

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1)塗装材	材 質	種 類	観 察	「特」による。	施工中適宜		
		品 質	「特」による。	「特」による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

4-3 被覆防食材料

区 分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備 考
1)モルタル被覆	材 質	種 類	観 察	「特」による。	施工中適宜		
		品 質	「特」による。	「特」による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	
2)保護カバー	材 質	種 類	観 察	「特」による。	施工中適宜		
		品 質	「特」による。	「特」による。	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	

注)「特」;図面及び特記仕様書

05 写真管理撮影基準一覧表（港湾漁港編）

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	撮影頻度	
3)ペトロラタム被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	取付時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		製品(FRP等)		取付前、取付後	規格毎1回	
		施工状況	設置状況	取付時	適宜	FRP等保護材の設置状況
	品質管理	形状寸法	測定状況	測定時	1回	
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	取付完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
(素地調整)	施工管理	使用機械	コンプレッサー、クレン工具等	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	完 成	完成全景 素地調整完了状態	完成時	4回 適宜	完了部分(適宜)
(防食工) (被覆)	施工管理	使用機械	取付用工具	施工時	1回	使用機械器具が判明できるように撮影
		施工状況	作業状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時	4回	
		完 成	完成全景 被覆完了状態	完成時	4回 適宜	完了部分(適宜)
4)コンクリート被覆	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	施工時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		被覆防食の作業状況	施工状況	施工時	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	被覆防食完了状態	完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影
5)防食塗装	施工管理	使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船、溶接機等	施工時	1回	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
		塗 装	施工状況	施工時、各層毎	適宜	
	出来形管理	出来形の確認	塗装完了状態	完了時	1回	完了の部分(1箇所)及び正面全体と延長方向を撮影

3-2 土捨工

工 種	撮影区分	撮影項目	撮 影 基 準			注意事項及び説明
			撮 影 箇 所	撮 影 時 期	撮影頻度	
1.排砂管設備工						3-1-1排砂管設備工を適用する。
2.土運船運搬工						3-1-2土運船運搬工を適用する。
3.揚土土捨工						3-1-3揚土土捨工を適用する。